

個人情報保護と産業保健

飯田紀彦・井上澄江

Protection of personal information and occupational health

Norihiko IIDA, Sumie INOUE

Abstract

The “Protection of Personal Information Act (Law No. 57, 2003, hereinafter, “the act”)” was passed by the Japanese Diet, and has been fully enforced since April 1st, 2005.

The act is intended to prevent invasion of individual rights including privacy and commercial profits, and to protect fundamental human rights.

What is discussed here is the protection of personal information from the point of view in the occupational health, in particular.

It is pointed out that the act is strongly influenced by governmental regulations, so called “administrative guidance”, and that the reasons for disclosure are yet indefinite in practice.

Finally, we stress the fact that the act will influence the way of thinking how modern individuals should be in the future under the persistent control of personal information in society, namely, with regard to the disclosure of personal information and its protection.

Key words: Personal information, Protection, Fundamental human rights

抄 録

「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下法律という)が成立し、平成17年4月1日から全面施行されている。

この法律は、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防ぎ、あわせて基本的人権の擁護をめざすものである。

本稿では、この法律の施行を受けて、産業保健の領域に関わる個人情報の保護について解説し、本法律の問題点等について検討した。

この法律には、行政指導などによる官の規制と権限があることや、非開示事由があいまいかつ無限定であるなどのいくつかの危惧が指摘されている。

この個人情報保護法が有する根源的な問題は、これからの近代の個人のあり方と社会における個人の情報のコントロール(個人情報の開示と保護の整合性)という事実にあることを強調した。

キーワード: 個人情報、保護、基本的人権、自己情報コントロール、近代個人

I. はじめに

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下法律という）が成立し、平成17年4月1日から全面施行されている（資料1、資料2参照）。

この法律は、民間の個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取り扱いのルールを遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防ぐことを目的としている。すなわち、個人情報の取り扱いに関する管理やシステムが適正であるかどうかを判断するための法律で、個人が自らの情報を知る権利（情報公開）とあわせて基本的人権の擁護をめざすものである。

品川（2004）は、今回の法律について、① 医師と患者関係をヒポクラテス的なかつての善意ではなく、契約関係としてとらえる、② 憲法13条における幸福追求権ではなく、同じ条文の前半の個人の人格尊重に根拠づけられている、③ 企業倫理と個人倫理との整合性、④ 個人が自らの情報を知る権利と保護される権利の整合性を考えなければならないという特徴をもっているとする。

ちなみに、国の行政機関を対象とした法としては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人には「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」があり、自治体の医療機関や介護施設については、各自治体の条例がそれぞれ適用されている。

II. 法律の概要

憲法第11条は基本的人権を謳っているが、そもそも近代の個人という概念は、インマニエル・カントの自律性という概念や、エミリー・ベンサムとジョン・スチュアート・ミルらが国家の干渉を少なくし、各人の利益追求を行うことを主張したころより成立したと考えられる。

ワイマール憲法においてはじめて個人が生存権、労働権、団結権、社会権を有するという考えが打ち出されてきたが、今日では、さらに幸福追求権から導き出される健康権、環境権や平和的生存権などが重要となってきた。

1970年代以降、高度情報化社会の到来、情報通信技術の発展により、通信ネットワークを通じて大量かつ迅速に情報を処理することが可能になり、個人情報の利用の範囲は著しく広がっている。

Ⅲ. プライバシー・ポリシー

プライバシーは、従来、単に私生活を覗き見されない権利と考えられていたが、現在はプライバシーなど個人の権利利益を侵害する危険などに対して個人情報保護の必要性が高まってきていて、個人情報の本人への開示、複写、誤記の訂正、廃棄の依頼など自分の情報をコントロールする権利と考えられるようになってきている。

さまざまな個人情報の中でも医療健康情報は、きわめて高度の個人情報であり、厳密に保護されなければならない。当該者は、自己の心身に関する医療健康情報をコントロールする主体としてプライバシーの権利を有する。

ただし、医療健康情報については、本人にコントロールさせることが望ましくない場合もあり、医療保健職が個別の状況に配慮しながら慎重に取り扱う必要がある。

1 基本方針

基本的人権の尊重とプライバシー保護の観点から、事業所に従事するものすべては、各種法令及び当事業所の個人情報保護規程を遵守し、個人情報を正確かつ安全に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護し、社会の信頼に応える。

2 遵守すべき事項のアウトライン

この法律で、遵守しなければならない事項の要点は以下のごとくである。

個人情報を収集する際には利用目的を明確にしなければならない。

目的以外で利用するときは、本人の同意を得なければならない。

個人情報を収集する際、利用目的を通知、公表しなければならない。

情報が漏えいしないように安全管理措置を講じ、従業員だけでなく委託業者も監督しなければならない。

本人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。

本人からの求めに応じ、個人情報を開示しなければならない。

開示された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じなければならない。

個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切・迅速に対処しなければならない。

Ⅳ. 個人情報とは

この法律における個人情報とは、生存する個人に関するもので、その情報単体、または他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報である。

また、個人データとは、個人情報データベースなどを構成する個人情報をいう。

1 個人情報に該当する事例

氏名、生年月日

連絡先、職位または所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

防犯カメラなど本人が判別できる映像情報

各種刊行物に掲載された本人が判別できる写真情報

特定の個人を識別できるメールアドレス情報（例：iidan@ipcku.kansai-u.ac.jp）

周知の情報を補うと特定の個人を識別できる情報

雇用管理情報

個人情報取得後に新たな情報が付け加わり、特定の個人を識別できた場合

官報、電話帳、職員録などで公にされている情報

2 個人情報に該当しない事例

企業の財務情報など法人などの団体そのものに関する情報

記号や数字等の文字列だけから特定の個人が特定できないメールアドレス情報

匿名化された統計情報

入学式などの全体を写した情報

死亡した個人情報（ただし、遺言などに係わる死者の個人健康情報の場合、日本医師会の倫理指針では個人情報として取り扱うことを勧告している。）

3 健康情報

職域での健康情報としては、法定健康診断結果（安衛法による）と安衛法に取り扱い規定がない法定外健康診断結果や医療機関からの診断書などがある。

後者には本人の承諾が必要となるか、相応の理由がある場合以外には収集したり提供したりできない。

V. 個人情報取扱業者

個人情報を業務で利用している者をいい、「過去6ヶ月間に個人情報を5,000件以上利用している者が該当するが、医療機関など高度の個人情報を取り扱うところでは、個人情報保護法に準拠して個人情報を取り扱うべきである。

個人情報取扱業者の義務としては

個人情報の適正な取得（利用目的の特定、通知など）

個人情報の安全管理（従業者、委託業者の監督を含む）

第三者提供の制限

本人からの請求に対する対応

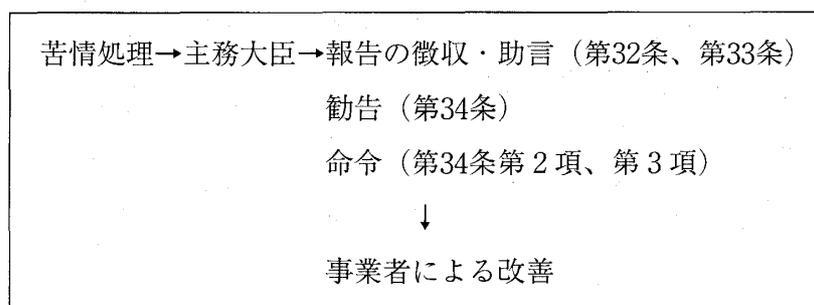
苦情への処理

などが挙げられる。

ただし、大学などの研究機関に属するものがアンケートなど学術研究を目的として行う個人情報の収集の場合にはこの義務は課せられない。

不適正な個人情報の取り扱いのあった場合は、以下のようなプロセスで事業者に対して、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられるが、医師などの医療従事者については刑法や各資格法で規定されている守秘義務違反（刑法第134条第1項）及び民事上の責任（損害賠償請求など）をうけるおそれがある。

表 苦情処理のプロセス



Ⅵ. 個人情報を収集する際には利用目的を明確にしなければならない

集めた個人情報の目的、使途、提供先などを具体的に特定しなければならない。口頭でもかまわないが、誤解が生じないように書面で通知することが望ましい。同意は必ず事前に得なければならない。

Ⅶ. 目的以外で利用するときは、本人の同意を得なければならない（目的外利用）

利用目的を変更できるが、合理的に認められる範囲内で変更された利用目的は、本人に認識される合理的かつ適切な方法で通知（文書配布、メール、郵便、口頭）、公表（広く一般に自己の意思を知らせること）し、本人の同意を得なければならない。

合理的に認められる範囲を超える場合、本人から口頭、書面、メールなどで本人の同意の意思表示が必要となる。そのとき、同意をとるためにすでに得ている個人情報（住所、メールアドレスなど）を利用して連絡しても差し支えない。

VIII. 利用目的を通知、公表しなければならない

- 1 本人に対し、利用目的を明示する
 - 2 本人以外から個人情報を収集できる場合
 - 本人の同意がある場合
 - 個人の生命、身体又は財産の保全上緊急に収集する必要がある、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 出版、報道など公にされた場合
 - 公的機関が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - 健康保険組合、税務署や捜査令状による調査
- ただし、個人の思想、信条、信仰に関する情報を除く。

IX. 適正・安全な管理

情報が漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理措置を講じ、従業者だけでなく委託業者も監督しなければならない。安全管理措置は、役職や業務内容により対策のレベルが異なる。

A. 組織的安全措置

- 1 組織体制の整備
 - 規定等の整備
 - 個人情報の取り扱い状況を一覧できる登録簿作成
 - 情報システムの運用
 - 安全管理措置の評価、見直し及び改善
 - 個人情報保護委員会
 - 個人情報保護に関する全体的な施策を審議
 - 管理者から付議された事項を審議
 - その他個人情報に関する重要な事項を審議
- 2 個人情報保護管理者
 - 当該組織に所属する職員の監督
 - 職務上必要なときは個人情報保護委員会に付議をおこなう
- 3 安全管理責任者

当該組織において遵守すべき事項を定める

漏えいなどの未然の防止に努め、発生した場合には早期に発見できるよう、必要かつ適切な措置をとる

盗難等を防止、施錠、入退室管理

所属従業員に遵守事項を徹底して行うよう監督

4 従業員

定められた目的の範囲内で、常に正確、安全かつ最新のものとして保有する

個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えいの防止

不要になった個人情報の廃棄、消去

みだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。退職後も同様とする。

B. 人的安全管理措置

雇用契約時及び委託契約時における非開示契約の締結

従業員に対する教育、訓練の実施

職員における日常業務の措置

C. 物理的安全管理措置

入退室管理、盗難防止、施錠保管

D. 技術的安全管理措置

コンピュータシステムへの不正アクセス制御、データの暗号化、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視

個人情報を電子媒体で保存する場合、安全性、真正性、見読性、保存性の観点から適切に保存する必要がある。

E. 従業員の監督

F. 委託先の監督

X. 本人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない（第三者提供）

事業者内、本人及び委託先を除くすべてのものが第三者に該当するが、事業所設置部署間での利用、法定代理人（未成年者または成人被後見人の保護者）などは第三者にあたらない。

以下の場合、本人の同意無く第三者への個人情報提供ができるが、提供先での安全管理の徹底及び監督義務、目的の明示化、目的後の取り扱いが重要である。

1 法令に基づいた提供

- 2 所得税法第225条による税務署長への支払調書など
- 3 個人情報保護法第42条第2項に基づく認定個人情報保護団体
- 4 生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である
- 5 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である
- 6 法令などにより民間企業などの協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業などが当該国の機関などに個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- 7 オプトアウトを行っている
 - 第三者への提供を利用目的としている
 - 第三者に提供される個人情報項目
 - 第三者への提供の手段又は方法
 - 本人の求めに応じて第三者提供を停止
 - 個人データの共同利用

XI. 本人からの求めに応じ、個人情報を開示しなければならない

本人から開示の求めがあった場合には、本人に対し、遅延なく個人情報を開示しなければならない。

ただし、次の場合には開示の例外にあたる。

本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある

業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある

他の法令違反となる

XII. 開示された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除に応じなければならない

保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって本人から訂正などを求められた場合には、原則として訂正などを行い、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。

XIII. 個人情報の取扱いに関する苦情に対し、適切・迅速に対処しなければならない

不服の申し出の窓口を設け、所属、氏名、住所、不服の内容、理由及び希望する是正の

内容などを記載された不服申出書を提出する。

Ⅳ. 産業医に関わる個人情報保護法対策チェック項目

厚生労働省は企業などにおける従業員の健康管理に関わる個人情報や産業医が扱う個人情報について、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うにあたっての留意事項」を示している。

ここでいう健康情報とは、

産業医が健康管理を通じて得た情報

法定健康診断結果並びに法定外健康診断結果情報

健康診断結果の事後措置情報

健康保持増進措置（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）を通じて事業者が取得した健康測定結果、健康指導内容情報

労災の二次健診結果情報

受診記録、診断名などの療養給付情報

医療機関からの診断書などの診断に関する情報

欠勤の際に提出された疾病に関する情報

任意の労働者本人の病歴、健康診断結果、その他の健康に関する情報を指す。

A. 健康管理

1. 健康診断や健康相談などの申込書、健診記録の保管管理と、システムの管理（委託業者の監督も含む）
2. 画像データ、心電図記録、血清学的検査、細菌学検査などの依頼伝票、検査結果の保管管理とシステムの管理方法（委託業者の監督も含む）
3. その他、健診事後措置、保健指導などの申込書、記録の保管管理、従業員の呼び出しシステムなどの管理
4. 委託業者の公表と連携

前述のごとく、委託業者と委託契約時に非開示契約を締結し、監督する必要がある。個人データなどの事故が発生した場合には、委託先から速やかに報告を受け、事業所内と同様に適切な対応をとらなければならない。また、健診や検査などで個人データの取り扱いに係わる業務を委託している場合には、委託先の事業社名をあわせて公表することも考えられる。

事業者は、上記の事項について安全衛生委員会などにおいて審議を行った上で労働

組合に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。

B. 健康情報の第三者提供について

1. 事業者の場合

労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合は第三者提供にあたり、医療機関は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても事業者はあらかじめ労働者の承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

事業者と健康保険組合に対して労働者の健康情報の提供を求める場合、事業者と健康保険組合とは異なる主体であり、第三者提供にあたる。健康保険組合は労働者から同意を得る必要がある。この場合においても事業者はあらかじめ労働者の承諾を得るとともに、必要に応じ、これらの情報は労働者本人から提出を受けることが望ましい。

健康診断のうち、診断名、検査などのいわゆる生データの取り扱いについては、その結果にあたって産業医や保健師など看護職員が携わることが望ましい。保健業務従事者以外の者に健康情報を取り扱わせる際には、必要に応じて健康情報を適切に加工した上で提供するなどの措置を講ずること。

2. 上司、同僚、知人、友人、親戚の場合

情報提供に先立ち、本人の同意を得る必要がある。人事課への報告については安衛法に取り扱い規定のない個人健康情報は、原則として就業上の措置に必要な情報に加工し、開示する内容や範囲を限定することが望ましい。HIV感染症やB型肝炎あるいは色覚検査の結果などについては職務上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者などから取得すべきでない。

3. 家族の場合

原則として本人の意向に応じた対応をとらなければならない。

4. 保険会社の場合

本人の承諾が必要であり、本人が情報提供の内容・範囲などを十分に理解していることを確認する。

5. 警察・検察などの場合

法令に基づかない電話などによる照会は、本人の同意なく情報を提供することは法律に抵触する。法令に基づく場合も慎重に対処する必要がある、(刑事訴訟法第105条では医師などに押収を拒否する権利がある)。捜査関係事項照会の場合(刑事訴訟法第197条第2項)は任意協力である。

6. 裁判所の場合

任意の回答・文書提供（民事訴訟法第186条、同132条の4第1項1号-3号）、部署送付嘱託（民事訴訟法第226条、同132条の4第1項1号）、刑事裁判による照会（刑事訴訟法第279条、同507条）などの場合では、本人の同意なく情報提供した場合には、回答の内容・方法いかんでは損害賠償請求を受ける可能性がまったく無いとはいえない。

民事裁判における文書提出命令（民事訴訟法第223条）では、本人の同意なく提出しても差し支えない。

7. 弁護士会の場合

弁護士会を通じて報告を求められた場合には（弁護士法第23条の2）、時に本人の同意なく情報提供した場合には、損害賠償請求を受けるおそれがある（日本医事新報 No4219、88-93、2005）。

C. 地域医療・連携

他の医療機関への診療情報提供書（紹介状）、他の医療機関からの診療情報提供書（返事）などの保管管理と他の医療機関との連携システムの管理

IV. 考察

この法律の原点は、近代西欧の自我主体の成立にある。

近代自我主体は、哲学的には、12世紀のトーマス・アクィナスに始まる。その後、ルネッサンス、宗教革命、科学革命そして産業革命をへて西欧において、自ら選択し、自ら決断するオートノミーとしての人間の意識のあり方が唱えられた。現代の精神医学や心理学における自我意識、客体としての自己や他者とのかかわりである間主観性などは、この自律性を有する自我主体が存在することによって成立する。

そして、自律性を有する自我主体がめざすものとして、精神医学、心理学や健康学（メンタルヘルス）の立場からは、たとえばマズローのいう自我実現などが相当するし、近年治る見込みの無い疾患や、慢性的に症状が持続する疾患における治療目標として掲げられるQOLという概念もこの近代自我主体の考えを底としている。

社会学的には、近代自我主体は、個人と社会という観点から捉えられ、前述のように、エミリー・ベンサムとジョン・スチュアート・ミルらが国家の干渉を少なくし、各人の利益追求を行うことを主張した。

法律的に、この自我主体を法的なフレームワークとして掲げたのは、ワイマール憲法を

嚆矢とする。ワイマール憲法において生存権、労働権、団結権、社会権が打ち出され、さらに幸福追求権から導き出せる健康権、環境権や平和的生存権などが今日大変重要となっ
てきている。

1970年代以降、高度情報化社会の到来、情報通信技術の発展により、通信ネットワークを通じて大量かつ迅速に情報を処理することが可能になり、個人情報の利用の範囲は著しく広がっている。

1980年、OECDによる「プライバシー保護と個人データの国際流通についての理事会勧告（OECD8原則）」及び1995年、EUにおける「個人データの処理に係る個人の保護及びその自由な流通に関する欧州議会及びEU理事会指令」が出され、わが国では、1999年住民基本台帳法改正以降個人情報を保護する法制度の整備が焦眉の急である課題という認識のもとに、OECD8原則にのっとり今回の法律が成立した。

わが国の産業保健の立場から個人の健康情報の保護については、1981年にすでに日本医師会は、倫理指針を提示している。

この法律の基本的な問題点として、ジャーナリストの櫻井よしこ氏は、この法律には、たとえば個人情報を扱う民間人や民間機関は「適正な取り扱い」に関して広い範囲の自主努力を求められると共に、行政指導などによる官の規制と権限があることを指摘している（毎日新聞平成17年4月23日朝刊）。また、弁護士の池永満氏は、非開示事由があいまいかつ無限定であることを危惧している。

さらに、本法律は、行政からの大幅な介入が許容されており、さらに、OECDやEUの勧告の対象となったコンピュータを介したインターネットなどによる個人情報の漏洩を防止することのみならず、他の手段による漏洩に関しても幅広く取り締まりの対象としていることに危惧する声もある。

われわれは、こうした個人情報の保護は、あらゆる問題を「有罪か無罪」かの硬直したジャッジ・システムではなく、もっとソフトな倫理システムで考えられなければならない問題ではないかと考えている。法的なジャッジ・システムは最低限のモラルの確保にとどめるべきであろう。そうでないと、この法律は、「仏像を作って魂を入れず」といったザル法に陥るか、「糞に懲りて膾を吹く」類の強権的な法律になってしまう危険性を有している。

そういった面では、第42条にある認定個人情報保護団体などのNGO団体などが、天下り場所が増えただけではない柔軟かいりソリューション・システムになることが期待される。

個人情報保護法においては、医療機関として第三者への患者の個人情報の伝達は規制されているが、当事者間の伝達の規制はない。その医療機関で勤務する人は同法の「当事者」の中に含まれる。したがって、正当な理由から医療機関内部で患者の個人情報を伝えても、同法に反することはない。

しかし、医療職者は、個人として守秘義務が法律上負わされていることが多い。たとえば、医師、歯科医師、薬剤師、助産師は刑法によって、その他の医療保健看護職は、それぞれの国家資格のよってたつ法によって守秘義務が規定されている。したがって、患者の個人情報をその医療機関内で他の人に伝達した場合、個人情報保護法にはふれないが、他の守秘義務を規定した法に抵触する可能性がある。

では、医療職は個人として、患者の個人情報をどのように扱うべきか。

日本医師会によって発行された「医師の職業倫理」（平成16年）によると、「同一医療機関内の医師間では、特に患者に異存がない限り、診療情報を共有することができる」とされる。同法によると、看護師、ソーシャルワーカー、臨床心理士、事務職員など、医師以外の医療従事者については、同一医療機関内でかつ職務上必要な場合に限ってのみ、患者の診療情報にアクセスすることが許されるとされる。

いずれにしても、産業保健に携わるものとして、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、心理職などの専門職の場合、個人情報の保護と開陳についてそれぞれの法的・倫理的規範からまずは対処すべきであり、公立岩瀬病院三浦純一氏のいうように、「医師は守秘義務という従来のルールで行動すればよい」（日本医事新報No4219、88-93、2005）ということにつきると思われる。

しかしながら、本法律の成立を受けて、今後、医療専門職の場合、それぞれが準拠する法的・倫理的規範では対応できない場合は、従来のパターンリズムではなく、この個人情報保護法の趣意である医療専門職—患者の契約関係によって適切に判断されるべきである。

ついで、今まで、法的にはあまり縛りがなかった産業保健に携わる事務職や非常勤職員について、間接的ながら法的な規制ができるようになったことは、画期的なことだとされている。

この法律は民間の個人情報取扱業者、すなわち、組織に対して罰則規定があり、組織で働く従業員などの個人については、罰則規定がないがゆえに間接的といわざるをえないが、今後、個人に対しても罰則規定を設ける動きがある。

われわれは、前述のように法的な規制は最低限にすべきであると考え、個人の罰則規定の設定には必ずしも首肯しないが、マスコミにおいて報道されている個人情報漏洩の問題

のほとんどは内部の従業員など関係者によるものであり、さらに、この法律では、従業員に対して退職後の個人情報の保護をも求めており、就業規則だけでは対応できないという問題もあり、きわめて倫理的な問題でありながらも、一定の歯止めとしての罰則規定はやむをえないかもしれない。

最後に、この個人情報保護法が具体化した近代の個人のあり方、社会におけるひとりの個人の情報のコントロール（個人情報の開示と保護の整合性）という根源的な問題について、法制化の技術論にとどまらず、哲学（倫理学）、政治学、社会学、歴史学や医学などの学際的な観点から考えていく必要がある。

本稿の内容の概要は、平成17年6月18日、第14回北摂四医師会医学会総会 日本医師会認定産業医講習会において発表した。

参考文献

- 1) 金沢吉展：守秘義務と情報公開、佐藤進監修、津川律子、元永拓郎編集「心の専門家が会おう法律」、154-161、誠信書房、東京、2003。
- 2) 関西大学個人情報保護委員会：個人情報保護のために、平成17年第1版、関西大学、大阪、2005。
- 3) 厚生労働省：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためにガイドライン」に関するQ&A（事例集）、平成17年3月28日、厚生労働省、2005。
- 4) 厚生労働省労働衛生課監修：産業医の職務Q&A、第7版、産業医学振興財団、東京、2003。
- 5) 厚生労働省HP：「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うにあたっての留意事項」、厚生労働省、東京、2005
- 5) 日本医事新報No4219、88-93、2005。
- 6) 日経メディカル2005年1月号：特集、「名前呼ぶのも法律違反？施行目前の個人情報保護法」、40-50、2005。
- 7) 日本医師会：医療機関における個人情報の保護、平成17年2月、日本医師会、東京、2005。
- 8) 特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン編：Q&A 医療・福祉と患者の権利、pp37、明石書店、東京、2002。
- 9) 品川哲彦：産業保健に関わる個人情報、科学と社会、溝口宏平編、大阪大学大学院研究科広域文化形態論講座、文化基礎学専門分野、27-34、2004。
- 10) 全国労働衛生団体連合会：健康診断機関における個人情報の保護に関するガイドライン、2005。

資料 1

個人情報の保護に関する法律

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成一五年七月一六日法律第一一九号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十条）

第三節 地方公共団体の施策（第十一条—第十三条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十四条）

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務（第十五条—第三十六条）

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第三十七条—第四十九条）

第五章 雑則（第五十条—第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必

要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
 - 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
 - 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
 - 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第九条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十二条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十四条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること

に伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及

び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
 - 二 すべての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項、次条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第三十条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより

次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第三十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告の徴収）

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言）

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第三十五条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第三十六条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第三十七条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」という。）の個人情報の取扱いに関する第四十二条の規定による苦情の処理

二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要

な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第四十八条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第四十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第三十九条 主務大臣は、第三十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

二 第三十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

三 第三十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（廃止の届出）

第四十条 第三十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十一条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十二条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十三条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十四条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四十五条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（報告の徴収）

第四十六条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第四十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第三十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第四十四条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わないとき。

五 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（主務大臣）

第四十九条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第三十七条第一項の認定を受けようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体（第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。）については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(適用除外)

第五十条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第五十一条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限又は事務の委任)

第五十二条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
（連絡及び協力）

第五十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十五条の規定に違反した者

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本人の同意に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人

情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附 則 (略)

資料2

個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年十二月十日政令第五百七号）

最終改正：平成一六年一二月一〇日政令第三八九号

内閣は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項第二号、第三項第四号及び第五項、第二十四条第一項第四号、第二十五条第一項、第二十九条第一項及び第三項、第三十七条第二項、第四十条第一項、第五十一条、第五十二条並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（個人情報データベース等）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

（個人情報取扱事業者から除外される者）

第二条 法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

（保有個人データから除外されるもの）

第三条 法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
(保有個人データから除外されるものの消去までの期間)

第四条 法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第五条 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

第六条 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

第七条 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めをすることができる代理人)

第八条 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人
(認定個人情報保護団体の認定の申請)

第九条 法第三十七条第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名
- 二 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地

三 認定の申請に係る業務の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、寄附行為その他の基本約款

二 認定を受けようとする者が法第三十八条各号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

六 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

3 認定個人情報保護団体は、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は前項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨（同項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。）を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（認定業務の廃止の届出）

第十条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

二 法第四十二条第一項の申出の受付を終了しようとする日

三 認定業務を廃止しようとする日

四 認定業務を廃止する理由

（地方公共団体の長等が処理する事務）

第十一条 法第三十二条から第三十四条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、

個人情報取扱事業者が行う事業であつて当該主務大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

- 2 法第三十七条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する主務大臣の権限に属する事務は、認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けようとする者を含む。）であつてその設立の許可又は認可に係る主務大臣の権限に属する事務が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。
- 3 第一項の規定は、主務大臣が自ら同項に規定する事務を行うことを妨げない。
- 4 第一項の規定により同項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行った地方公共団体の長等は、速やかに、その結果を主務大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項及び第二項に規定する場合においては、法及びこの政令中これらの規定に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、地方公共団体の長等に関する規定として地方公共団体の長等に適用があるものとする。

（権限又は事務の委任）

第十二条 主務大臣は、法第五十二条の規定により、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の庁の長又は警察庁長官に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

- 2 主務大臣（前項の規定によりその権限又は事務が内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長又は国家行政組織法第三条第二項の庁の長に委任された場合にあつては、その庁の長）は、法第五十二条の規定により、内閣府設置法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第

四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

- 3 警察庁長官は、法第五十二条の規定により、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部又は同法第三十条第一項の地方機関の長に第一項の規定により委任された権限又は事務を委任することができる。
- 4 主務大臣、内閣府設置法第四十九条第一項の庁の長、国家行政組織法第三条第二項の庁の長又は警察庁長官は、前三項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を公示しなければならない。

（主務大臣による権限の行使）

第十三条 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、法第三十六条第一項の規定による主務大臣が二以上あるときは、法第三十二条及び第三十三条に規定する主務大臣の権限は、各主務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

- 2 前項の規定によりその権限を単独に行使した主務大臣は、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

附 則（略）

—2005.9.21受稿—